

## 税務課からのお知らせ

### 固定資産税に係る土地家屋実地調査にご協力を

市では現在、土地の現況調査や、新築・増築を対象にした家屋調査業務を行っています。調査には、市職員が2人1組で伺いますのでご協力をお願いします。

なお、職員は身分証明書を携帯していますので、不審に思う場合はご確認ください。

### 家屋を取り壊したら届け出を

家屋を取り壊した場合には、「家屋取壊し届」を税務課へ提出してください。また、登記してある建物については、法務局で滅失登記の手続きを済ませてください。これらの手続きが行われず、税務課で確認できない場合には、引き続き課税されてしまいますのでご注意ください。

なお、「家屋取壊し届」の用紙は、税務課で配布するほか、市ホームページからダウンロードできますのでご利用ください。

▶問い合わせ 同課資産税担当(内線233・234)



## 年金受給者の「扶養親族等申請書」は期限までに提出しましょう

老齢や退職を支給事由とする年金は、雑所得として所得税の課税対象とされています(障害年金・遺族年金は課税されません)。課税対象となる受給者の方には、毎年11月上旬までに日本年金機構から扶養親族等申告書が送付されますので、12月1日の提出期限までに必ず提出してください。

この申告により、翌年中に受けられる年金に係る所得税の源泉徴収税額が決まります。提出を忘れると各種控除が受けられず、所得税の源泉徴収税額が多くなる場合がありますのでご注意ください。なお、年金以外に収入がある方は、確定申告が必要です。

○平成24年分「扶養親族等申告書」が送付される方

65歳未満で年金額が108万円以上の方

65歳以上で年金額が158万円以上の方

▶問い合わせ 熊谷年金事務所 ☎522-5158



## 埼玉県と県内全市町村から お知らせです



## 滞納整理強化期間

平成23年11月～平成24年1月



税金の滞納は、期限内に納税している方との公平を欠くものです。

埼玉県・市町村では、集中的に滞納者への催告や財産の差押えなどを行います。

特別な事情があって納税できない場合は、ご相談ください。



埼玉県・市町村  
個人住民税収確保  
対策協議会

▶問い合わせ 税務課収納担当(内線236・237)

## 社会保険料(国民年金保険料)控除証明書は 年末調整・確定申告まで大切に保管を

1月1日～12月31日に納付した国民年金保険料は、所得税および住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。この社会保険料控除を受けるためには、支払ったことを証明する書類の添付が義務付けられています。

このため、1月1日～9月30日の間に国民年金保険料を納付した方については、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が10月下旬から11月上旬に日本年金機構から送付されますので、年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書(または領収書)を添付してください。また、10月1日～12月31日の間に国民年金保険料を納付した方については、平成24年1月下旬に送付されます。なお、家族の国民年金保険料を納付した場合も、納付した本人の社会保険料控除の申告に加えることができますので、家族あてに送られた控除証明書を添付のうえ申告してください。

▶問い合わせ 熊谷年金事務所 ☎522-5158